『５．２８仙台地裁判決』を受けての
緊急集会のご案内

優生保護法の違憲性をめぐって昨年仙台地裁に起こされた裁判の判決が５月２８日にありました。優生保護法は個人の尊厳を踏みにじるものであり違憲・無効と断罪したものの、請求は棄却され、実質的な被害回復はなされませんでした。

４月２４日には被害者に一時金を支払う法律が成立していますが、優生保護法が憲法違反であることを前提としたものではなく、被害回復にはほど遠い内容です。

この集会では、今回の判決を受け、国に対し被害回復に向けた取組みを要請するとともに、並行して裁判で被害回復を実現していくことを確認したいと思います。

ぜひ多くの方にお集まりいただければと思います。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

2019 年 6 月 5 日(水)
開催！

＜第一部＞

１３時３０分～　路上集会　（衆議院第二議員会館側路上集合）

衆議院第二議員会館側路上を起点として、路上集会を行います。
参加者が多くなれば、衆議院第一議員会館側路上と参院議員会館側路上に広がります。

＜第二部＞

１５時００分～１６時３０分　院内集会　（衆議院第二議員会館　多目的会議室）
（１４時３０分開場）

【プログラム概要】

1　仙台地裁判決の意義と課題
2　補償法の概要と課題
3　当事者から
4　被害回復に向けた今後の動きについて

主催：優生手術被害者・家族の会，全国優生保護法被害弁護団，優生手術に対する謝罪を求める会